

○内閣府令第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その表記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象

規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(人工衛星等の打上げに係る許可の申請等) 第五条 「略」 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。</p> <p>「号を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(人工衛星等の打上げに係る許可の申請等) 第五条 「同上」 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>一 申請者に係る次に掲げる書類 イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類 (1) 住民票の写し又はこれに代わる書類（</p>

本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(2) 使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条にいて同じ。）に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 法第五条第四号の役員（次項において単に「役員」という。）及び使用人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

二〇四 「同上」

「三〇五 同上」

一〇三 「略」

「三〇五 略」

（心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者）

第五条の二 法第五条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星等の打上げを適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の許可の申請等)

第九条 打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならぬ。

〔2〕4 略〕

(損害賠償担保措置の承認の申請等)

第九条の三 〔略〕

〔条を加える。〕

(変更の許可の申請等)

第九条 打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならぬ。

〔2〕4 同上〕

(損害賠償担保措置の承認の申請等)

第九条の三 〔同上〕

2 「略」

「号を削る。」

一〇四 「略」

「項を削る。」

3 「略」

（損害賠償担保措置の変更の承認の申請等）

第九条の四 法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第一号から第三号まで

2 「同上」

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二〇五 「同上」

3 前項第一号に掲げる書類については、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

4 「同上」

（損害賠償担保措置の変更の承認の申請等）

第九条の四 法第九条第二項の承認を受けた者は、当該承認を受けた損害賠償担保措置について変更をしようとする場合は、様式第四の三による申請書に、前条第二項第二号から第四号まで

に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

2 「略」

(打上げ実施者の地位の承継の認可の申請)

第十条 「略」

「号を削る。」

二〇三 「略」

2 「略」

一 「略」

「号を削る。」

二〇四 「略」

3 「略」

一 「略」

「号を削る。」

に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

2 「同上」

(打上げ実施者の地位の承継の認可の申請)

第十条 「同上」

一 譲受人に係る第五条第二項第一号に掲げる書類

二〇四 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第五条第二項第一号に掲げる書類

三〇五 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 分割により人工衛星等の打上げに係る事業

二〇四 「略」

〔4・5 略〕

（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

第十三条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

「号を削る。」

を承継する法人に係る第五条第二項第一号ロに掲げる書類

三〇五 「同上」

〔4・5 同上〕

（人工衛星の打上げ用ロケットの設計の型式認定の申請等）

第十三条 「同上」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

一〇四 「略」

「3〇5 略」

(設計等の変更の申請等)

第十四条 「略」

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる

書類のうち当該変更事項に係る書類

「二・三 略」

「2〇4 略」

(打上げ施設の適合認定の申請等)

第十六条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

「号を削る。」

二〇五 「同上」

「3〇5 同上」

(設計等の変更の申請等)

第十四条 「同上」

一 前条第二項第二号から第四号までに掲げる

書類のうち当該変更事項に係る書類

「二・三 同上」

「2〇4 同上」

(打上げ施設の適合認定の申請等)

第十六条 「同上」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 申請者に係る次に掲げる書類

一・二 「略」

〔3〕5 略

(設計等の変更の申請等)

第十七条 「略」

一 前条第二項第一号に掲げる書類のうち当該
変更事項に係る書類

〔一・三 略〕

〔2〕4 略

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例)

第十九条 「略」

〔号を削る。〕

一 機構が、その行った人工衛星の打上げ用ロ

イ 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二・三 「同上」

〔3〕5 同上

(設計等の変更の申請等)

第十七条 「同上」

一 前条第二項第二号に掲げる書類のうち当該
変更事項に係る書類

〔一・三 同上〕

〔2〕4 同上

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例)

第十九条 「同上」

一 第十三条第二項第一号に掲げる書類

二 機構が、その行った人工衛星の打上げ用ロ

ケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる書類

2 「略」

「号を削る。」

一 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第一号に掲げる書類

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな

ケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

2 「同上」

一 第十六条第二項第一号に掲げる書類

二 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設の場所、構造及び設備が第八条に定める型式別施設安全基準に適合していることを自ら確認し、当該確認の結果を記載した書類を添えて申請を行った場合は、法第十六条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに第十六条第二項第二号に掲げる書類

(人工衛星の管理に係る許可の申請等)

第二十条 「同上」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな

なければならない。

「号を削る。」

なければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 申請者に係る次に掲げる書類

イ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1) 住民票の写し又はこれに代わる書類

(2) 使用人（次条に規定する使用人という。以下この条において同じ。）及び死亡時代理人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 法第二十一条第四号の役員（次項において単に「役員」という。）及び使用人

に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

一・二 「略」

〔3〕5 略〕

（心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者）

第二十条の二 法第二十一条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請等）

第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第一号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理

二・三 「同上」

〔3〕5 同上〕

「条を加える。」

（変更の許可の申請等）

第二十五条 人工衛星管理者は、法第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十九による申請書に、第二十条第二項第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星の管理

に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

〔2〕4 略〕

（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等

第二十七条 〔略〕

〔号を削る。〕

一〔三〕 〔略〕

〔2〕 略〕

3 〔略〕

一 〔略〕

〔号を削る。〕

二〔四〕 〔略〕

4 〔略〕

に係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

〔2〕4 同上〕

（人工衛星管理者の地位の承継の認可の申請等

第二十七条 〔同上〕

一 譲受人に係る第二十条第二項第一号に掲げる書類

二〔四〕 〔同上〕

〔2〕 同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第二十条第二項第一号に掲げる書類

三〔五〕 〔同上〕

4 〔同上〕

<p>一 「略」 「号を削る。」</p> <p>二〽四 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二〽 分割により人工衛星の管理に係る事業を承継する法人に係る第二十条第二項第一号ロに掲げる書類</p> <p>三〽五 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。